

こんにちは!

高知市社協です!



高知市社協キャラクター「ほおちよけん」

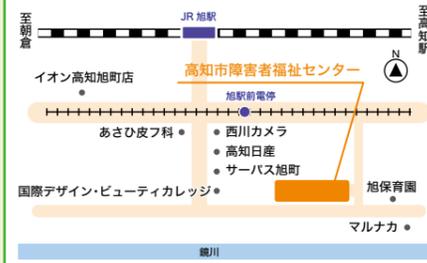


高知市社会福祉協議会の各事業所

高知市障害者福祉センター

高知市旭町2丁目21番地6
TEL 088-873-7717
FAX 088-873-6420

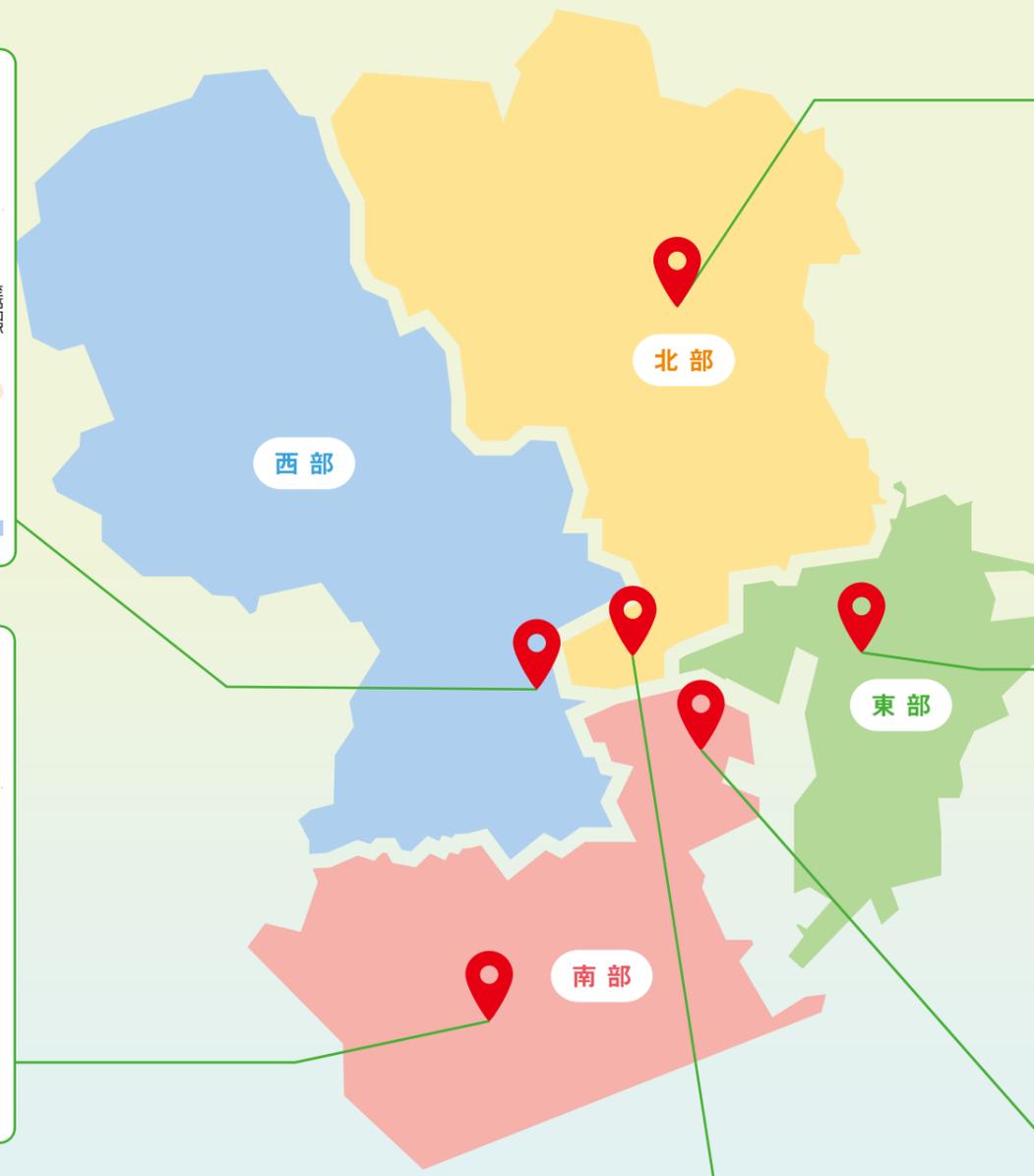
■指定就労継続支援B型事業所「きずな」
TEL&FAX: 088-873-7790



高知市春野あじさい会館

高知市春野町西分1番地1
TEL 088-894-5977
FAX 088-894-4731

■介護センターあじさい会館
TEL: 088-894-3572 FAX: 088-894-3733



高知市土佐山健康福祉センター

高知市土佐山桑尾1842番地2
TEL 088-895-2111
FAX 088-895-2115



高知市東部健康福祉センター

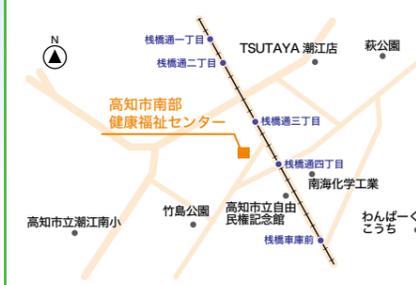
高知市葛島4丁目3番3号
TEL 088-882-9380
FAX 088-883-5915



高知市南部健康福祉センター

高知市百石町3丁目1番30号
TEL 088-878-9060
FAX 088-878-9061

■南部障害者福祉センター
TEL: 088-878-9070 FAX: 088-878-9071



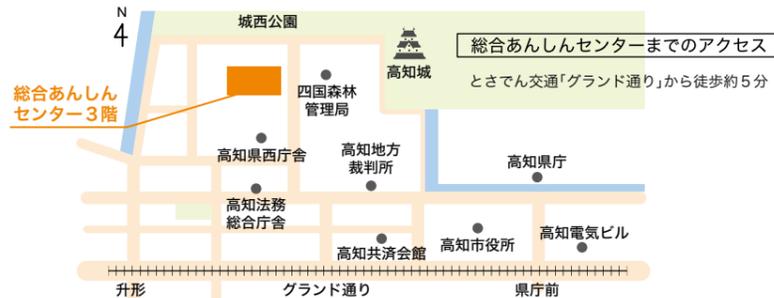
社会福祉法人 高知市社会福祉協議会

〒780-0850 高知市丸の内1丁目7番45号 総合あんしんセンター3階

TEL 088-823-9515 FAX 088-823-8059 URL <https://www.kochi-csw.or.jp/> E-mail shakyo@kochi-csw.or.jp

開所時間: 月~金曜日 午前8時30分~午後5時30分

- 総務調整課
TEL: 088-823-9515 FAX: 088-823-8059
- 地域協働課 (ボランティアセンター)
TEL: 088-823-9570 FAX: 088-856-5549
- 共に生きる課
 - 高知市成年後見サポートセンター
TEL: 088-856-5539 FAX: 088-856-5549
 - 高知市障害者相談センター北部
TEL: 088-820-5211 FAX: 088-856-5549
 - 高知市生活支援相談センター
TEL: 088-856-5529 FAX: 088-856-5549
- 指定訪問介護事業所
TEL: 088-820-6865 FAX: 088-823-8109



「つながり」と「お互いさま」をひろげる社会福祉協議会

社協(しゃきょう)って?	03
高知市社協はどんなことをしてるの?	03
高知市社協の組織	03
社協会費と寄付	04

地域でみんなが支え合う活動をすすめています

地域福祉コーディネーター	05
気軽に集まることのできる「集いの場」づくり	05
生活の困りごとについて考える「話し合いの場」づくり	06
生活支援ボランティア	07
地域福祉教育の推進	08
障害者理解及び社会参加のための講座	09
ボランティアセンターの活動	10
地域活動の担い手「福祉委員」	10
こうち笑顔マイレージ事業	11
災害ボランティアセンターの運営	11
赤い羽根共同募金	12
高知市社会福祉法人連絡協議会	12
出前講座のご案内	13

一人ひとりの権利を守ります

高知市成年後見サポートセンター	14・15・16
高知市生活支援相談センター	17
無料法律相談	17
生活福祉資金貸付事業	18
高知市障害者相談センター北部	18
障害支援区分認定調査	18

機材等を貸し出します

車椅子貸出事業	19
地域行事用機材の貸出	19

住み慣れた地域での自分らしい生活を支援します

在宅福祉サービス	
居宅介護支援事業	20
訪問介護事業(ホームヘルプサービス)	21
居宅介護サービス	21
同行援護・移動支援サービス	21
通所介護事業(デイサービス)	22
生活介護(デイサービス)	23
特定相談支援事業	24
指定就労継続支援B型事業	24
高齢者サービス	
生きがいデイサービス	25
買物支援事業	25

法人について

高知市社会福祉協議会の沿革	26
---------------	----



社協(しゃきょう)って？

社会福祉協議会（通称「社協」）は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。

社会福祉協議会は、地域の方々と協力し、高齢者や障害者の在宅生活を支援するためにさまざまな福祉サービスを行っているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、それぞれの社協が地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。



高知市社協はどんなことをしてるの？

誰もが安心していきいきと暮らせる 地域社会を実現する

高知市社協は全職員がこの理念の実現に向けて、全力で皆さまのお手伝いをさせていただいております。
具体的な取組内容は5ページ以降に記載していますので、ぜひご覧ください！



高知市社協の組織【令和6年3月1日現在】

評議員会

(議決機関)
評議員22名

理事会

(執行機関)
19名
会長1名
副会長2名
常務理事1名
理事15名

事務局

職員数200名
総務調整課
地域協働課
共に生きる課
在宅生活応援課
障害者福祉センター
東部健康福祉センター
南部健康福祉センター
土佐山健康福祉センター
春野あじさい会館

監事

2名



社協会費と寄付

高知市社協が取り組むさまざまな事業は、設立から約70年の間、多くの方々からの会費や寄付等によって支えられています。
具体的な活動にはなかなか参加することが出来ない方も、共に支え合い、共に生きるまちづくりのために、会費や寄付という形で高知市社協への応援をよろしくお願いいたします。

Y 会員になるには

まずは、高知市社協までお気軽にご連絡ください。その後、「入会申込書」と「振込依頼書」をお送りします。
ご入金方法は下記のいずれかとなります。

1) 高知市社協の窓口へ、直接お持ちいただく

2) 四国銀行または高知銀行の窓口でのご入金

Y 年会費

◆**個人会員**（個人等で高知市社協の趣旨にご賛同いただける方）
会費一口あたり 年額 **1,000** 円

◆**団体会員**（企業、福祉施設、団体等で高知市社協の趣旨にご賛同いただける方）
会費一口あたり 年額 **5,000** 円 ※口数に制限等はございません

Y 寄付

現在、下記のご寄付をお願いしています。

- ◆ 寄付金（香典返しなど）
- ◆ 未使用の切手・図書券・各種商品券 など
- ◆ ほおっちょけんマンスリーサポーター 月々継続的な寄付をいただくことでご支援をいただく制度です。
個人 月額1,000円～ 企業・法人 月額5,000円～

あなたの周りにあるちょっとしたものが、
地域にとって大きな支えになるかもしれません。

高知市社協を通して支援活動を始めてみませんか？
皆さまの温かいお気持ち、お待ちしております。



03,04pのお問い合わせ先

総務調整課 Tel.088-823-9515



地域福祉コーディネーター

「地域福祉コーディネーター」は、相談の内容や対象者を限定せずに、地域住民や専門職からの困りごとを受け止め、地域の人々や関係機関と一緒に解決する調整役です。

また、地域福祉の担い手の育成をし、地域生活課題の解決に向け地域住民と様々な団体との連携をすすめ、高知市型地域共生社会の推進に努めています。



気軽に集まることのできる「集いの場」づくり

外出機会の少ない高齢者や障害のある方、子育て中の方など、地域住民が気軽に集まっておしゃべりや趣味活動を行える「集いの場」づくりを支援します。住民同士の情報交換や孤立予防などを目的に、令和6年3月現在、高知市内で約170か所のサロンや子ども食堂等が開かれています。

高知市社協では、「集いの場」の立ち上げや運営に関する相談等に関する支援を行っています。興味をお持ちの方は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。



高知市社協によるお手伝い

- ◆ サロンを開設するまでの様々な相談をお受けします！
- ◆ 運営の相談とアドバイスを行います！
- ◆ サロンのお世話役と協力して、参加者同士の情報交換や交流の場を作ります！
- ◆ サロンでのプログラムの企画、イベントのための特技をもつボランティアをご紹介します！



生活の困りごとについて考える“話し合いの場”づくり

地域には、日常生活でちょっとした困りごとを抱えている人は少なくありません。今後、高齢化も進行し、医療・介護サービスはさらなる需要の増加が見込まれ、加えて人口の減少とともに、これまでのように公的サービスだけに頼ることが難しくなってきます。

高知市社協では、「自分たちのまちをどういう住みやすい地域にしたいか」をテーマに、地域での困りごとや、地域情報を共有しながら、新しい助け合いの仕組みづくりや今ある大切な活動の継続等、地域住民をはじめ、福祉施設や企業等、様々な方が「できること」を持ち寄り話し合いを行う「ほおっちょけんネットワーク会議」を実施しています。



※ほおっちょけんネットワーク会議とは

ほおっちょけん相談窓口寄せられる相談内容や、地域住民が日常的に見聞きする困りごと等の共有を図りながら、参加者自らが解決の主体となって新たなつながりや社会資源を生み出していくための話し合いの場。福祉分野に留まらない、地域の多様な主体の参画を得て、地域生活課題の解決に向けた取組を展開しています。

ほおっちょけんネットワーク会議の活動例(江ノ口西地区)

ほおっちょけん相談窓口の開設当初より、継続的にほおっちょけんネットワーク会議に取組む江ノ口西地区においては、これまで福祉に対して関心の低かった人や機関など分野を超えた幅広い関係者が出会い、学び合う“プラットフォーム”が形成されており、地域資源や民間企業の実施しているサービス等の新たな活用策や地域生活課題の解決に向けた活動が生まれています。

企業の一画を活用した認知症カフェの立ち上げ

ほおっちょけんネットワーク会議の中で認知症に関する課題の共有や具体的な取組を検討する中で、認知症カフェ立ち上げの機運が高まり、会議に出席している地元スーパーの一画を活用した認知症カフェを立ち上げました。また、同じく会議に出席している薬局や町内会等から運営費の寄付を募るなど、多様な機関が連携した取組となっています。



05,06pのお問い合わせ先

地域協働課 TEL088-823-9570



生活支援ボランティア

ゴミ出しの手伝いや電球の交換、ちょっとした見守りや話し相手など、既存の制度やサービスでは対応しきれない、生活上のちょっとした困りごとを無償でお手伝いするボランティア。「得意なこと、できること」を活かして「できる範囲」で活動しています。

生活支援ボランティアの5原則

- ①無償である
- ②専門的でない
- ③短時間の活動
- ④単発の活動
- ⑤身体的介助は伴わない

基本的な考え方 住民同士をつなぐ支え合いの仕組みです。



※地域や困りごとの内容によっては、依頼を受けられないことがあります。

課題に気づき、考え、実践することで「ともに生きる力」を育む

子どもたちを含む地域住民が地域や福祉について学ぶ機会は、社会福祉協議会の使命である「地域福祉の推進」をすすめるうえで重要です。地域に暮らす障害のある人や高齢者を含め、様々な人と関わり、学ぶことを通して多様な生き方にふれ、命の大切さや思いやりの心、相手を理解しようとする豊かな心を育むことにつながります。

また、大人の学びでは、福祉や生活に関する課題を学び、積極的に関わることで、地域住民同士がともに生きる地域（地域共生社会）づくりを進めていく重要な過程となります。



地域福祉教育の推進

福祉は、障害のある方、高齢者、生活に困っている方など、特別な誰かのものではありません。私たち一人ひとりの暮らしの中にある身近なものです。

福祉教育は、子どもたちの健全な育成を進めるとともに、地域住民の学びを通じて地域福祉の推進を図る、地域に暮らす全世代を対象とした取組です。

福祉教育とは、「(ふ)だんの(く)らしの(し)あわせ」の実現に向けてみんなで考え、学ぶことです。身の回りの人々や地域との関わりのなかから、「ふだんのくらし」のなかにどのような福祉的課題があるかを自ら学び、課題を解決する方法を考え、解決のために行動する力を養うことで、ともに生きる力を育むことを目的としています。

高知市社協では、地域福祉教育を通して「ふくし」を「他人ごと」ではなく、「自分ごと」として身近に感じてもらうように、地域住民（ほおっちょけん学習サポーター等）と協働し、「ほおっちょけん学習」に取り組んでいます。

福祉とは

ふだんのくらしのしあわせ



※ほおっちょけん学習とは

困っている人がいたら「ほおっちょけん」をキーワードに、他者を気遣う意識や自分が困ったときは助けてと言える「助けられ上手」であり、「助け上手」の「お互いさま」の意識を育てる学習。

ほおっちょけん学習に参加している地域住民に、養成講座を受講していただき、ほおっちょけん学習サポーターとして活動していただいています。ほおっちょけん学習サポーターは、「先生」の立場ではなく、同じ地域の一員として幼稚園・保育園、学校などで行う「ほおっちょけん学習」へ参画し、世代間における福祉の気持ちを一緒に考える活動を行っています。

また、フォローアップ研修の開催を通じて、ほおっちょけん学習のねらい等について学び、他地区でのほおっちょけん学習の実施内容の共有や自分たちの活動の振り返り、これからの工夫等について検討を行うことで、地域展開に向けた人材の育成を進めています。



07,08pのお問い合わせ先

地域協働課 TEL088-823-9570

YIII 企業版ほおっちょけん学習の実施

地域共生社会の実現のためには、企業も含め地域の力を結集した取組が必要とされることから、「企業版ほおっちょけん学習」を実施しています。「人材・スキル・物資など会社の資源を地域のために活用できないか?」「本業に支障がなく、長く続けられる地域貢献の方法は?」といった企業の疑問に対するヒントを紹介するとともに、それぞれの企業の現状に沿った地域・社会貢献の取組を一緒に考えています。



お問い合わせ先

地域協働課 TEL088-823-9570

💡 障害者理解及び社会参加のための講座

障害のある方の社会参加を促進するためのさまざまな講座を開催しています。障害のある方同士や支援者、障害について学ぼうとしている方々の情報交換や相互理解を深めています。

YIII ふれあい体験学習

障害のある当事者やNPO団体を講師に迎え、車いす・アイマスク・点字・手話・要約筆記の体験学習を行っています。擬似体験だけでなく、当事者の体験談を聞くことで障害者理解を深め、地域共生社会の実現に取り組んでいます。

対象は、市内の保育園、小・中学校、高等学校、専門学校、大学など教育機関のほか、企業や地域団体等です。



YIII 障害のある方を支援するための講座

手話講座
自動車運転に関する支援者講座
福祉ボランティア養成事業

YIII 障害者の社会参加のための講座

パソコン講習
肢体障害のある方の運転準備講座
文化、趣味の教室など



講座の内容・時期については年度により異なります。詳しくは下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

障害者福祉センター TEL088-873-7717

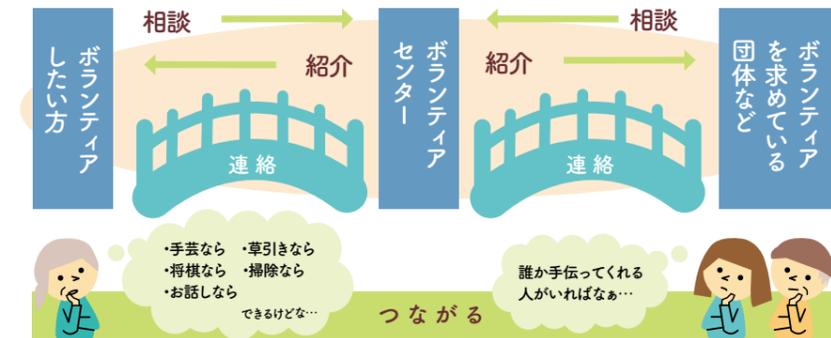
💡 ボランティアセンターの活動

ボランティアセンターは、ボランティアをしたい方と、ボランティアを求めている方の橋渡しをしています。

また、安心してボランティア活動が行えるよう、ボランティア保険の加入も受け付けています。



YIII ボランティアを始めるには



💡 地域活動の担い手「福祉委員」

「福祉委員」とは?

身近な地域で見守り活動や声かけをしながら困りごとを早期発見する地域のアンテナ役であり、日頃の生活の中で見守りや声かけ、担当地区の民生委員児童委員や関係機関と連携しての活動などで貢献していただいています。

3年の任期で高知市社協から委嘱を受けます。任期中はボランティア保険が適用されます。活動に関する特別な決まりごとや、年齢制限もありません。「あれ! ?いつもと違う...大丈夫かな! ?」という「ほおっちょけん」の思いをつなげていく、それが福祉委員です。

YIII 福祉委員の活動例

れんこん(江ノ口東)

「れんこん」は、地域を見守る福祉委員のサロン活動です。一人ひとりがつ得意なことを活かし、子どもからお年寄りまで、多世代と交流することで地域を元気にしたい!と活動しています。

江ノ口東地区は昔、沢山のれんこん畑があり、れんこんの縁起の良さが見通しの良さ、先行きの明るさ、れんこんのようにつながり(連なり)をもつ地域福祉活動となっています。



福祉委員交流会

地域のアンテナ役である福祉委員の福祉活動の更なる発展を目指し、日頃様々な活動をしている福祉委員同士での情報交換を行っています。

交流会を通じて、福祉委員になってできたことや良かったことを振り返ったり、今後やってみたいことを参加者同士で話し合い、「だれもが安心して、いきいきと暮らせる支え合いのあるまち」を考えるきっかけとなっています。



このページのお問い合わせ先

地域協働課 TEL088-823-9570



こうち笑顔マイレージ事業

高知市に住民票のある方を対象に、介護施設等でのボランティア活動に参加したり、いきいき百歳体操へ参加することでスタンプがたまり、実績に応じてそのスタンプを商品券などに交換できる制度です。積極的に活動に参加することで、健康維持や介護予防、世代を超えて交流し支え合うまちづくりをめざしています。

参加には事前の登録が必要です。

対象	
高知市に住民票のある方	
ボランティア活動	スタンプについて
施設ボランティア 介護保険施設や子ども食堂等、高知市に登録された受入施設にて行う補助作業 (例) 催し事に関する手伝い、傾聴・話し相手、レクリエーション体操の手伝い、清掃、草刈り、洗濯物の整理、職員と共に 行う軽微活動補助作業 等	活動1時間につき1スタンプ ※1日の上限は2スタンプ (活動2時間分)
通所型サービスB事業 通所型サービスB事業所にて、通いの場の運営に関する活動 (例) 利用者の話し相手、レクリエーション活動の補助、調理等	活動時間2時間以上 4時間未満は2スタンプ 活動時間4時間以上は5スタンプ ※1日の上限は5スタンプ
訪問型サービスB事業 訪問型サービスB事業の活動者として、個人宅を訪問し、概ね30分程度で完結する生活支援 (例) 買い物支援、電球交換、掃除、布団干し、ゴミ出し、庭の草引き等	活動1回につき2スタンプ ※1日の上限は4スタンプ (活動2回分)
健康づくり活動	スタンプについて
登録しているいきいき百歳体操会場で、いきいき百歳体操に参加	1回1スタンプ ※1日の上限は1スタンプ



災害ボランティアセンターの運営

高知市社協では、地震や台風などによる災害発生時にNPOやボランティア団体、企業等の関係団体や行政と連携して災害ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティア活動のコーディネートを行います。

災害発生時に災害ボランティアセンターがその役割を遂行できるよう、高知市やNPO高知市民会議、高知青年会議所、ライオンズクラブと協定を結び、運営支援等の研修を実施しています。また、全国で災害が発生し、災害ボランティアセンターが設置された場合、職員がボランティアセンターの運営支援に出向いています。

災害ボランティアセンターの役割

- ①被災された方のニーズや困り事の総合窓口として相談を受けます。
- ②ボランティア活動希望者の窓口として受付を行います。
- ③様々なニーズや困り事に対して、ボランティアを調整します。

災害ボランティアセンターを行政やNPO団体等と協働して運営をすることで支援を有効に活かし、多岐にわたるニーズや困り事に対して効果的・効率的に対応・調整して地域の復旧・復興を目指します。



赤い羽根共同募金

「赤い羽根共同募金」は、障害のある方が安心して暮らせるお手伝いや高齢者の孤立予防のための地域の居場所づくりを応援するなど、誰もが暮らしやすいまちづくりのために役立てられています。地震や台風などの災害時も被災された人の生活を支えるために募金が使われます。

高知市社協は、社会福祉法人高知県共同募金会の高知市単位の事務局として、地域福祉の財源であり、寄付文化の醸成を担う赤い羽根共同募金の高知市内各地区のとりまとめや募金活動を行っています。

一般募金	10月～12月末
歳末たすけあい募金	12月1日～12月31日
テーマ型募金	1月～3月末



高知市社会福祉法人連絡協議会

高知市内に事業所を置く18の社会福祉法人が集まり、高知市社会福祉法人連絡協議会(社福連)が平成30年8月に設立しました。

社福連では、各社会福祉法人がもつ強みや福祉の専門性を活かすとともに、今まで培ってきた経験を最大限に発揮できるよう組織の枠を超えてつながり、地域住民が安心して暮らせる仕組みづくりを行っています

取組内容

- (1) 暮らしあんしん応援事業
生活に困っている方からの相談対応を総合的に行うとともに、必要に応じて現物給付等による経済的支援を行う等、自立を支援することを目的とした事業です。
- (2) 3部会活動の実施
 - ①地域公益活動推進部会(福祉教育の実践、フードドライブの実施等)
 - ②相談窓口推進部会(出張相談会の実施等)
 - ③災害対策連携部会(災害時における法人間の相互支援に関する検討等)



11,12pのお問い合わせ先

地域協働課 TEL088-823-9570



出前講座のご案内

「ほおっちょけん出前講座」とは？

福祉や介護に関心を持っていただくきっかけづくりや、地域での福祉活動に役立てていただくことを目的に行っています。地域の皆様のご要望に応じて、高知市社協の職員が町内会（自治会）やサロン等の各種団体の集まりで、さまざまな講座を実施させていただきます。

No	講座名	内容	日時	目安時間	お問い合わせ先
1	ほおっちょけんのまちづくり	あなたのまちのコーディネーターが地域の活動を紹介します。また高知市地域福祉活動推進計画を分かりやすく説明します	平日 9時～17時	30分～60分	地域協働課 Tel 088-823-9570
2	私もできる！ボランティアはじめの一步	“できる人ができる時にできること”をするボランティア『気くばりさん』の活動やこうち笑顔マイレージ等を紹介します	平日 9時～17時	30分～60分	
3	成年後見制度について	判断能力が不十分な方の支援を行う成年後見制度について、制度説明や申立て手続き等を説明します	平日 9時～17時	60分	共に生きる課 高知市成年後見サポートセンター Tel 088-856-5539
4	生活困窮者自立支援ってなあに？～生活保護制度との違いを通じて～	セーフティネットである生活困窮者自立支援制度の概要、家計改善や就労準備に向けた支援について、分かりやすく説明します	平日 9時～17時	30分～60分	共に生きる課 高知市生活支援相談センター Tel 088-856-5529
5	認知症について	認知症予防、認知症の人への対応方法等をお話します	平日 13時～17時30分	30分	在宅生活応援課 Tel 088-820-6865

上記以外の日時も応相談／他の講座もございます。お気軽にお問い合わせ下さい。

ご利用ガイド

- ※ 高知市にお住まいの方、もしくは高知市内の企業・学校等に通勤又は通学されている方で5名以上のグループや団体を対象としております
- ※ 講師派遣料は無料です。ただし、会場の使用料など、講座に要する費用は申込者の負担でお願いします。
- ※ 派遣希望日の30日前までにお申し込み下さい。



高知市成年後見サポートセンター ～権利擁護に関する相談～

高知市成年後見サポートセンターは、権利擁護に関わる様々な生活課題に対する総合相談窓口として平成24年に開設し、日常生活自立支援事業、法人後見受任事業、これからあんしんサポート事業等、様々な権利擁護支援を展開し、住み慣れた地域で安心して暮らせるお手伝いをしています。令和4年4月からは、成年後見制度における権利擁護支援の「中核機関」を担っています。

成年後見制度とは

認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な方の財産を管理したり、介護などのサービスや入院入所に関する契約を結ぶお手伝い、自らの力では対応が難しい難しい法律行為のお手伝いをする仕組みが成年後見制度です。

ポイント



権利擁護とは

認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な方などの権利の代弁・弁護を行い、「ふつうに」「自分らしく」「みんなと暮らす」という当たり前の生活を守ることで。

高知市権利擁護支援地域連携ネットワーク中核機関としての役割

広報・啓発	成年後見制度、権利擁護に関する広報を行います。 地域住民や関係機関向けの出前講座の実施、成年後見制度の周知を目的とした、成年後見セミナーを開催します。
相談対応	成年後見制度を利用したい方に、相談・助言・情報提供、申立て手続きに関する支援を行います。 関係機関等からの2次相談対応や助言・協力をを行います。 専門職に向けた研修を企画・開催します。
成年後見制度利用促進	成年後見人等の受任調整を行います。 支援困難事例を関係機関で協議・検討を行う支援会議を開催します。 市民後見人養成・育成、活動支援*、市民後見人材バンク管理、市民後見人監督人業務を行います。
後見人支援	市民・専門職・親族後見人に対する支援を行います。
連携推進	権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職団体及び関係機関が必要な助言・支援を行うとともに、権利擁護推進に関する課題を協議する協議会を設置し、事務局を担います。 家庭裁判所・行政・関係機関との連携を推進します。

※詳細は15ページをご覧ください。



このページのお問い合わせ先

共に生きる課 高知市成年後見サポートセンター Tel.088-856-5539

ポイント

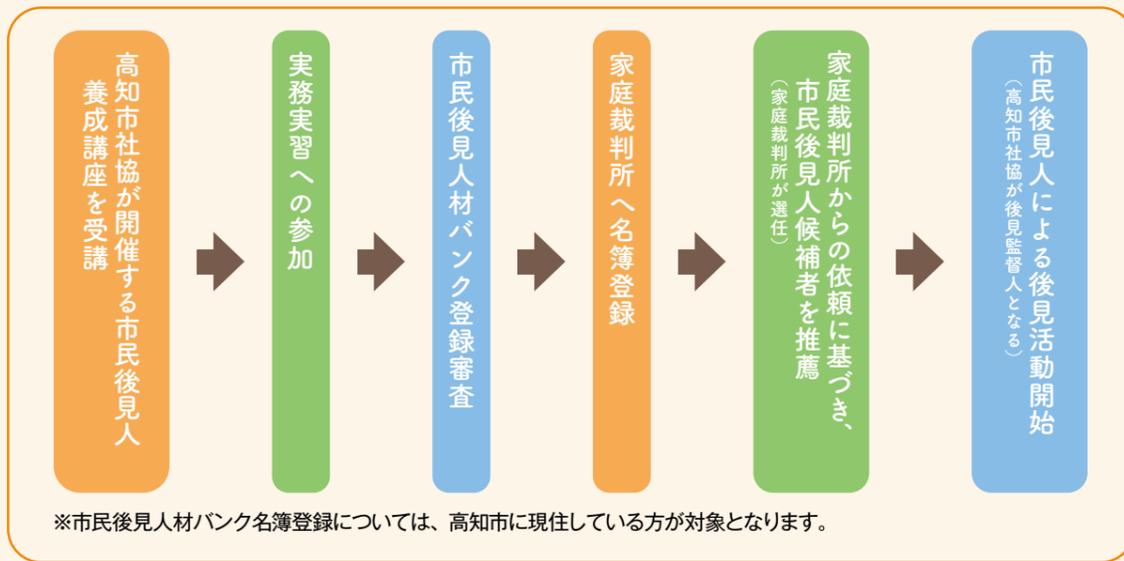
市民後見人の養成と活動支援

市民後見人とは

専門職以外の方で、本人とは親族関係がなく、主に社会貢献のため、行政や社会福祉協議会などが行う後見人養成講座を受講し、成年後見人等になることを希望して、家庭裁判所から選任された一般市民の後見人のことを言います。



市民後見人になるには…



日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害などにより、福祉サービスの利用や日常生活に必要なことについて、自分ひとりで判断することが難しくお困りの方に対して、安心して日常生活が送れるように、金銭管理支援などのお手伝いを契約を通して行います。

利用対象者	高年齢や障害などにより日常生活上の判断能力が不十分な方 契約の内容について判断できる能力がある方（医師の診断や手帳がなくても可）	
	援助内容	基本料金
福祉サービスの利用援助	福祉サービスの利用に関する手続きや苦情解決などをお手伝いします。	1時間 1,500円 (30分単位で利用できます) ※利用回数は支援計画に基づきます。
日常的な金銭管理サービス	日常的な預貯金の出し入れや公共料金の支払い、日常生活の金銭管理などをお手伝いします。	
書類などの保管サービス	定期預金証書や実印など重要な書類を金融機関の貸金庫を利用して保管します。	1ヶ月 500円

法人後見受任

親族や専門職による成年後見人などの支援が得られない場合、高知市社協が法人として成年後見人をお受けします。

これからあんしんサポート事業

頼れる親族などがいない方で、ご本人が判断できる間に、高知市社協と前もって契約しておくことで、日ごろの見守りや、認知症等を理由にご自身で判断できなくなった時のこと、亡くなった後のことについて、契約に基づいてお手伝いさせていただきます。事業の内容を理解し、受けたい支援をご自分で決定していただき、契約後は「自分らしい暮らし」が送れるよう支援します。

ご利用できる方（以下の①～⑥すべてに該当する方）

- ①高知市にお住まいの方(住民票が高知市にある方)
- ②75歳以上の方
- ③単身非課税世帯などの方
- ④事業の内容について判断し得る能力を有している方
- ⑤生活保護を受給していない方
- ⑥任意後見制度など他制度の利用ができない方

お手伝いする内容

見守りサービス

- 定期的な電話連絡や自宅訪問によってご本人の近況確認を行います。

あんしんサービス1（判断できる能力がある時や、少し低下した時）

- 施設入所や入院の際、説明に同席するなど、契約時の立会いを行います。
- 通帳をお預かりし、ご本人に代わり施設利用料や入院費用などを支払います。
- 入院時に必要な物品をお届けします。
- 指定連絡先への連絡をします。
- 水道光熱費等の休止手続きをお手伝いします。

あんしんサービス2（判断できる能力が低下した時）

- 預託金での施設利用料や入院費用の支払いを行います。
- 主治医への情報提供を行います。

あんしんサービス3（お亡くなりになった時）

- 契約時に作成した公正証書の内容に基づいたお手伝いをします。
具体的には、
・ご葬儀や埋葬の執り行い ・お亡くなりになった後の事務手続き ・家財処分
・預託金でのご葬儀費用や埋葬費用等のお支払い など

利用料

- 年会費 6,000円（1ヶ月500円）
- あんしんサービス利用料 1時間1,500円

15,16pのお問い合わせ先

共に生きる課 高知市成年後見サポートセンター TEL088-856-5539



高知市生活支援相談センター ～生活全般のあらゆる相談～

高知市生活支援相談センターは、暮らし・住まい・健康・仕事・家族など多様な課題を抱えた方々を支援する無料の相談窓口です。ご本人と一緒に課題を整理し、どのような支援が必要かを一緒に考え、他の専門機関と連携して、解決に向けてサポートします。



高知市生活支援相談センターは、平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく各種事業を、高知市から委託を受けて実施しています。

高知市生活支援相談センターの業務内容	自立相談支援事業	暮らしや仕事、家計管理などの困りごとや不安を抱えている方に、どのような支援が必要か、支援員と一緒に考えます。そして、状態に応じた具体的なプランを作成し、寄り添いながら、自立に向けて支援します。
	住居確保給付金の相談・受付	離職などで住むところがなくなった方や、住む場所を失うおそれが高い方に、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給する制度の受付をします。 ※ご利用にあたっては、各種要件があります。詳しくはお問合せください。
	家計改善支援事業	家計状況を「見える化」することでご本人が課題を把握し、ともに目標を立てて計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎなどを行い、ご本人自ら家計を管理できるように支援します。
	就労準備支援事業	「社会に出ることに不安がある」「他人とのコミュニケーションが苦手」といった理由で直ちに職に就くことが難しい方に、様々なプログラムを通じて就労に向けたサポートや就労機会の提供を行います。
	一時生活支援事業	住居をもたない方、あるいは住居を失ってしまった方に、一定期間宿泊場所や衣食を提供することによって、その後の生活に向けて支援します。



無料法律相談

法的なトラブル（離婚・借金など）について、法テラスの弁護士と連携し、無料で相談に応じます。

※収入・資産が一定基準以下の方が対象です。

相談窓口	毎月末の平日 ※12月・3月は月末以外の場合あり 午後1時～午後3時
相談時間	1組30分
場所	総合あんしんセンター3階（丸ノ内1丁目7-45）
その他	事前予約が必要です。まずはお電話ください。

このページのお問い合わせ先

共に生きる課 高知市生活支援相談センター TEL088-856-5529



生活福祉資金貸付事業

低所得者、障害者又は高齢者世帯の方に対し、必要な貸付と相談支援を行うことにより、経済的自立や生活意欲を高め、安定した暮らしを支援するための制度です。

対象世帯	低所得者・障害者・高齢者世帯	
貸付条件	他の公的資金を利用できないこと／償還ができること／税金などの滞納がないこと／他の都道府県も含め、生活福祉資金の連帯保証人になっていないこと／貸付により対象世帯の経済的自立が見込まれること など	
資金の種類	総合支援資金	失業等により日常生活全般に困難を抱えた世帯に、継続的な相談支援と必要な費用をお貸しする資金
	福祉費	日常生活上、又は自立した生活を送るために、一時的に必要な費用をお貸しする資金
	緊急小口資金	やむを得ない事由により緊急かつ一時的に生計維持が困難となった場合にお貸しする少額の資金
	教育支援資金	高校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費をお貸しする資金
その他	資金の種類により貸付条件、貸付限度額、償還期限等が異なります。まずはお気軽にお問い合わせください。	

お問い合わせ先

共に生きる課 TEL088-856-5539



高知市障害者相談センター北部

高知市北部地域にお住まいの障害のある方の総合相談窓口です。障害者手帳等の有無に関わらず障害のある方の相談をお受けします。障害のある方が生活を送る上で抱える様々な不安や困りごとに寄り添い、課題を整理し、必要に応じて関係機関と連携しながら解決に向けてお手伝いします。センターへの来所や電話、ご自宅への訪問など、相談者のご都合のいい場所でお話を伺います。相談は無料です。

相談内容	障害のある方が生活を送る上で気になること、困っていること。 【例】 障害福祉サービスについて／障害者の就労について／障害のある子どもに早期療育を受けさせたい／障害のある子どもの親亡き後について等
担当地区	北部地域（一宮・秦・江ノ口・小高坂・上街・高知街・土佐山） ※担当地区が北部地域以外の場合は、各地域の相談センターへおつなぎします。



障害支援区分認定調査

障害福祉サービスの利用を希望する障害者に対して、障害支援区分認定調査を実施しています。

お問い合わせ先

共に生きる課 高知市障害者相談センター北部 TEL088-820-5211 Fax088-856-5549



車椅子貸出事業

市民・団体の皆様からご寄付いただいた車椅子の貸し出しをしています。

対 象	高知市在住で以下の理由により希望される方 ● 介護保険など、他の制度を受けられない方 ● 購入、レンタルするほどでもない短期間の利用
利 用 料	無料
貸出期間	原則 1 ヶ月
貸出方法	所定の申込書に記入していただきます。 貸し出しの際に本人確認が必要となりますので、身分証明書（運転免許証、保険証等）を必ずご持参ください。 (在庫に限りがありますので、まずはお電話にて予約をお願いします。)
貸出場所	総合あんしんセンター 3 階 (088-823-9515) 高知市障害者福祉センター (088-873-7717) 高知市東部健康福祉センター (088-882-9380) 高知市南部健康福祉センター (088-878-9060) 高知市土佐山健康福祉センター (088-895-2111) 高知市土佐山地区在住の方に限ります。 高知市春野あじさい会館 (088-894-5977)



地域行事用機材の貸出

地域での行事を支援するため、行事用機材を高知市内の団体等へ無料で貸し出します。
なお、営利目的での貸し出しは対象外です。

貸 出 機 材



かき氷機



綿がし機

このページのお問い合わせ先

総務調整課 TEL088-823-9515



在宅福祉サービス

高知市社協では、日常生活を送るうえで介護やその他の支援が必要になっても、「今まで暮らしてきた地域で生活し続けたい」、そうした願いをかなえるため、一人ひとりの希望に合わせ、その人らしい暮らしを続けることができるようさまざまな在宅福祉サービスを提供しています。



居宅介護支援事業

介護を必要とする方や、ご家族の相談、ケアマネジャーによる介護サービス計画書（ケアプラン）の作成、介護保険認定の申請代行からサービスを利用するまでの連絡や調整の窓口となります。

ご本人、ご家族の個人情報を漏らすことはありません。
ご相談は無料です。お気軽にご連絡ください。



こんな時にご相談ください！

- 介護保険の申請方法がわからない
- デイサービスに通いたいけどどうすればよいか
- 退院後の家での生活が不安、ヘルパーを利用したい
- 車いすやベッドを借りたい
- 排泄や入浴を手伝ってほしい
- 住宅改修の相談をしたい

サービス提供事業所名	所在地	電話番号	営業日
高知市社会福祉協議会 土佐山指定居宅介護支援事業所	高知市土佐山 桑尾 1842 番地 2 高知市土佐山健康福祉センター	088-895-2111	月～金曜日 (祝祭日、12/29～1/3を除く)
高知市社会福祉協議会 介護センターあじさい会館 指定居宅介護支援事業所	高知市春野町 西分 1 番地 1 高知市春野あじさい会館	088-803-2288	月～金曜日 (祝祭日、12/29～1/3を除く)



介護保険

訪問介護事業(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーがご自宅を訪問し、身体介護や生活援助など、日常生活のお手伝いをします。
ご利用については、ケアマネジャー、下記のサービス提供事業所へお気軽にご相談ください。

身体介護

- 食事の介助
- オムツの交換、排泄の介助
- 洗髪、つめ切り、身体の清拭、足浴
- 入浴の介助
- 衣類の着脱・交換や体位変換 など

生活援助

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯
- 掃除、環境整備
- 生活必需品の買い物 など



障害福祉サービス

居宅介護サービス

身体障害や精神障害の方を対象に、ご自宅を訪問し食事や入浴、排せつ等の身体介護から、調理や洗濯等の家事援助、生活に関する相談対応等を支援します。

ご利用については、下記のサービス提供事業所へお気軽にご相談ください。

障害福祉サービス

同行援護・移動支援サービス

重度視覚障害の方や移動が困難な方に対し、ホームヘルパーが外出時に同行し、移動の援護や移動に必要な情報を提供します。

ご利用については、下記のサービス提供事業所へお気軽にご相談ください。

サービス提供事業所名	所在地	電話番号	営業日
高知市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所 ヘルパーステーション	高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 45 号 総合あんしんセンター 3 階	088-820-6865	月～金曜日 (祝祭日、12/29～1/3を除く)
高知市社会福祉協議会 介護センターあじさい会館 指定訪問介護事業所	高知市春野町 西分 1 番地 1 高知市春野あじさい会館	088-894-3572	月～金曜日 (祝祭日、12/29～1/3を除く)

介護保険

通所介護事業(デイサービス)

介護保険で認定を受けられた介護の必要な方や、介護予防・日常生活支援総合事業対象の方をデイサービスにお迎えして、機能訓練やレクリエーション、昼食、必要に応じて入浴などのサービスを提供します。また、同時にご家族(介護者)の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

高知市社協は、利用者の皆様に安心して楽しく、快適な一日を過ごしていただけるよう、事業所それぞれの特色を活かしたサービスの提供に努めています。

ご利用については、ケアマネジャー、または下記のサービス提供事業所へお気軽にご相談ください。ご見学や体験も随時応じます。

主なサービス内容

- デイサービスセンターまでの送迎
- 機能訓練
- 入浴
- 食事(食事代はサービス利用料と別)
- 健康状態のチェック
- レクリエーション など

サービス提供事業所名	所在地	電話番号	営業日
高知市社会福祉協議会 指定通所介護事務所 土佐山デイサービスセンター	高知市土佐山 桑尾 1842 番地 2 高知市土佐山健康福祉センター	088-895-2111	月～土曜日 (12/29～1/3を除く)
高知市社会福祉協議会 介護センターあじさい会館 指定通所介護事業所	高知市春野町 西分 1 番地 1 高知市春野あじさい会館	088-894-3572	月～土曜日 (12/29～1/3を除く)

利用者の皆様に快適に過ごしていただくために・・・



土佐山デイサービスセンターの特色

同じ敷地内に土佐山へき地診療所やとさやま保育園があります。保育園の園児との交流もあります。

介護センターあじさい会館の特色

リハビリ関連の機器が充実しており、理学療法士による機能訓練を受けられます。施設内の食堂では春野産食材を使用したおいしい食事を提供しています!



生活介護(デイサービス)

障害支援区分認定調査で認定を受けられた障害のある方に、入浴や食事の提供、創作活動などのサービスを提供いたします。また、同時にご家族(介護者)の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

ご利用については、特定相談支援事業所または各サービス提供事業所へお気軽にご相談ください。ご見学にも随時応じます。

主なサービス内容

- デイサービスセンターまでの送迎
- 入浴
- 食事(食事代はサービス利用料と別)
- 健康状態のチェック
- 創作活動など



サービス提供事業所名	所在地	電話番号	営業日
南部障害者福祉センター 指定通所介護事務所 ※一部、日中一時支援事業も実施	高知市百石町3丁目1番30号 高知市南部健康福祉センター	088-878-9070	月～土曜日 (12/29～1/3を除く)
高知市社会福祉協議会 指定通所介護事務所 土佐山デイサービスセンター	高知市土佐山 桑尾 1842 番地 2 高知市土佐山健康福祉センター	088-895-2111	月～土曜日 (12/29～1/3を除く)
高知市社会福祉協議会 介護センターあじさい会館 指定通所介護事業所	高知市春野町 西分 1 番地 1 高知市春野あじさい会館	088-894-3572	月～土曜日 (12/29～1/3を除く)

土佐山デイサービスセンター、介護センターあじさい会館は、介護保険の通所介護事業所の定員の範囲内で、障害のある方を受け入れています。

利用者の皆様に快適に過ごしていただくために・・・



南部障害者福祉センターの特色

シャワーチェアのまま入浴できるミストシャワー入浴機を導入しています。超微粒子シャワーとサウナ効果で、利用者の身体や心臓への負担も軽減できます！



特定相談支援事業

ご本人・ご家族と相談しながら、自立した日常生活・社会生活を営むことができるようサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成や各種申請手続きの代行等を行います。

サービス提供事業所名	所在地	電話番号	営業日
高知市特定相談支援事業所「しゃきょう」	高知市百石町3丁目1番30号 高知市南部健康福祉センター	088-878-9070	月～金曜日 (祝祭日、12/29～1/3を除く)

指定就労継続支援B型事業

働く意欲がありながらも、就職が困難な障害のある方に就労機会を提供し、作業体験、生活体験、仲間との交流・親睦を通して、働くことの喜びや連帯感、自立心、向上心、社会性等を育みながら、地域社会の一員として日常生活を過ごせるようその自立を援助します。ご利用については、特定相談支援事業所またはサービス提供事業所へお気軽にご相談ください。ご見学にも随時応じます。

主な作業内容

- ポケットティッシュの袋詰め
- お産パットの袋詰め
- 公園の除草・除石作業 ● 農作業
- 建物の清掃作業等

年間行事

- お花見 ● 遠足 ● 調理実習
- カラオケ ● 茶話会 ● DVD鑑賞等

工賃

作業で得た収入から消費税や最小限度の事業経費を差し引いた金額を、全額工賃として出来高に応じ利用者の皆様に分配します



サービス提供事業所名	所在地	電話番号	営業日
指定就労継続支援B型事業所「きずな」	高知市旭町2丁目21番地6 高知市障害者福祉センター	088-873-7790	月～金曜日 (祝祭日、12/29～1/3を除く)



高齢者サービス

生きがいデイサービス

※高知市土佐山地区のみ

介護保険の認定要件を満たしていない高齢者を対象に、デイサービスを提供しています。ご利用については、下記のサービス提供事業所までお気軽にご相談ください。

サービス提供事業所名	所在地	電話番号	営業日
土佐山健康福祉センター	高知市土佐山桑尾 1842 番地 2 高知市土佐山健康福祉センター	088-895-2111	月・火・木・金曜日 (祝祭日、12/29~1/3を除く)

買物支援事業

※高知市春野町仁ノ地区のみ

平成 29 年 7 月より、高知市春野町仁ノ地区にお住まいの高齢者を対象とした買物支援事業をスタートしました。市社協の通所介護事業で使用中の送迎車の空き時間帯に、買物が困難な方々を町内の「サンシャイン弘岡」まで無料送迎することで、利用者の方々の社会参加を促進し、併せて福祉環境の向上も目指してまいります。ご利用については、下記のサービス提供事業所までお気軽にご相談ください。



対象者は高知市春野町仁ノ地区の方で、次の要件を満たされる方です。

- (1) おおむね 75 歳以上で一人暮らしの高齢者の方
- (2) 車を運転しない(できない)方
- (3) 一般の公共交通機関や家族による送迎などの買い物が困難な方



サービス提供事業所名	所在地	電話番号	営業日
高知市社会福祉協議会 介護センターあじさい会館 指定通所介護事業所	高知市春野町 西分 1 番地 1 高知市春野あじさい会館 2 階	088-894-3572	木曜日



高知市社会福祉協議会の沿革

年月	内容
昭和 26 年 10 月	高知市社会福祉協議会が任意組織として設立・発足 (高知市役所内) 各地区社会福祉協議会設立
昭和 30 年	世帯更生資金貸付制度開始
昭和 34 年 12 月	事務所移転：高知県社会福祉会館へ
昭和 42 年 3 月	高知市社会福祉協議会社会福祉法人化 ホームヘルパー派遣事業開始
昭和 48 年 7 月	事務所移転：高知市社会福祉センター 2 階 (高知市百石町 3 丁目 1 番 30 号)
昭和 50 年	ボランティアセンター設置
平成 3 年 10 月	高知市身体障害者福祉センター (B 型) 完成 高知市障害者デイサービスセンターオープン 高知市身体障害者通所授産所オープン
平成 5 年 9 月	事務所移転：高知市保健福祉センター 1 階 (高知市塩田町 18 番 10 号)
10 月	高知市保健福祉センター内にデイサービスセンター「ふれあい」オープン
平成 9 年 4 月	高知市東部健康福祉センター完成 デイサービスセンター「つどい」オープン 東部身体障害者デイサービスセンターオープン
平成 10 年 9 月	障害者生活支援事業・障害者支援窓口業務受託開始
平成 12 年 4 月	介護保険制度開始 (居宅介護支援・訪問介護・通所介護 (ふれあい・つどい) 事業開始)
平成 13 年 4 月	高知市南部健康福祉センター完成・高知市南部身体障害者デイサービスセンターオープン (東部身体障害者デイサービスセンターより移転・南部障害者生活支援事業受託開始)
平成 15 年 4 月	支援費事業開始 (ヘルパー、南部デイサービス、障害者デイサービス、通所授産所)
平成 17 年 1 月	高知市・鏡村・土佐山村社会福祉協議会合併
平成 18 年 4 月	指定管理事業を 4 センター受託管理運営 (東部、南部、障害者センター、土佐山) 高知市障害者デイサービスセンターを廃止し、高知市南部身体障害者デイサービスセンターに統合 南部障害者生活支援事業を廃止し、障害者生活支援事業に統合
平成 20 年 1 月	高知市・春野町社会福祉協議会合併
平成 21 年 3 月	デイサービスセンター「つどい」を廃止し、デイサービスセンター「ふれあい」に統合
平成 21 年 4 月	指定管理事業を 5 センター受託管理運営 (東部・南部・障害者センター・土佐山・春野)
平成 21 年 8 月	高知青年会議所・NPO 高知市民会議と災害ボランティアセンター設置及び運営に関する三者協定の締結
平成 24 年 4 月	高知市身体障害者通所授産所を就労継続支援 B 型事業所「きずな」に改称 高知市成年後見サポートセンターオープン
平成 25 年 11 月	ニッセイ高知ビル 3 階へ事務所を一部移転 高知市生活支援相談センターオープン
平成 26 年 4 月	高知市地区社会福祉協議会連合会設立
平成 27 年 4 月	障害者相談支援事業受託終了、高知市障害者相談センター北部を新たに受託開始 障害者相談支援センター (現在の特定相談支援事業所「しゃきょう」) 事業開始
平成 27 年 7 月	一時生活支援事業 (シェルター事業) 開始
平成 28 年 10 月	介護予防・日常生活支援総合事業開始 (訪問介護・通所介護)
平成 29 年 4 月	これからあんしんサポート事業開始
平成 29 年 7 月	介護センターあじさい会館にて買物支援事業開始
平成 31 年 4 月	無料職業紹介事業開始
令和 2 年 2 月	デイサービスセンター「ふれあい」廃止
令和 2 年 3 月	高知市との災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定の締結 事務所移転：高知市保健福祉センター・ニッセイ高知ビル 3 階から総合あんしんセンター 3 階へ
令和 2 年 11 月	奈良市社会福祉協議会・倉敷市社会福祉協議会と災害時等における相互支援に関する三者協定の締結
令和 3 年 3 月	高知市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所廃止
令和 3 年 10 月	高知市社会福祉協議会設立 70 周年
令和 4 年 4 月	重層的支援体制整備事業受託開始 高知市成年後見サポートセンターにて中核機関を受託開始
令和 5 年 12 月	高知市内 13 のライオンズクラブと災害ボランティアセンターの活動支援に関する協定の締結



「ほおっちょけん」

とは高知の方言で「ほうっておけない」という意味。
困っている人がいたら「ほうっておけない」という
思いやりを表現した犬のキャラクターです。
このパンフレットでご紹介する各種事業は、
みなさまの心に住む「ほおっちょけん」を育む活動です。

ハナ

小さな困りごとでも発見できる
「とってもよく利くハナ」

手

お手伝いができる「まかせ手」
手伝ってと言える「たすけ手」



ほおっちょけん

誰かひとりにしんどいことを
「まかせっきりにしない」

アンテナ

一人ひとりがアンテナ役となって
「困っている人を一人ぼっちにしない」